

質問	回答
●就学希望選択制の利用申し込みの前に実施してほしいこと	
希望校を見学することはできますか。	学校の見学を希望される場合は、各学校の教頭先生までご連絡ください。 《学校の連絡先》 【千代が丘小】078-708-8801 【舞子小】078-782-2332 【舞子中】078-781-0001
就学希望選択制を利用したいと思っている方がどのくらいいるのかを制度利用の申し込みの前に教えてほしいです。	ご案内しておりますとおり、就学希望選択制に関するアンケートを実施いたします。アンケートへの回答にご協力をお願いいたします。(アンケート結果は10月下旬にお知らせする予定です)
●就学希望選択制に関すること	
就学希望選択制は今後も続くのですか。2028年度以降に制度を利用することはできますか。	就学希望選択制を実施することが決まった場合は、2028年度以降も継続して行う予定です。新1年生でなくても制度を利用いただくことはできますが、年度途中から希望校へ通学することはできません。
希望者全員が希望校へ就学できるのですか。	一般的に就学希望選択制には定員を設けており、定員を超える場合は抽選を実施しますが、東舞子小・歌敷山中の就学希望選択制については、希望者全員が就学できるように定員を調整する予定です。
将来的に校区変更を行う計画があるのですか。	将来的に校区変更を行う予定はありません。
きょうだいが別々の学校に行っても良いのですか。その場合、学校行事は重ならないよう調整してもらえるのですか。	きょうだいのどちらかのみが制度利用を希望する場合は、別々の学校に通うことになります。学校行事については、運動会や参観日等は、学校として子供たちにとって最適な日に開催したいと考えているので、日程が重なる可能性もあります。

質問	回答
子供が現小2です。小3はそのまま東舞子小に通い、小4から希望校に通う、ということもできますか。	可能です。就学希望選択制の実施が決まった場合、制度は毎年度実施するので、制度案内の案内も毎年届きます。(在校生の保護者にはツムギノ、5歳児の保護者には郵送で案内)
小学校は舞子小を選び、中学進学の際に歌敷山中を選ぶことはできますか。	指定校は歌敷山中なので、原則は歌敷山中に通うことになります。そのため、歌敷山中に通う場合は、手続きは不要です。制度を利用して舞子小に就学する場合でも、自動的に舞子中に進学できるわけではなく、舞子中に通いたい場合は、中学校進学の際に改めて就学希望選択制の利用の手続きが必要になります。
制度利用後に東舞子小・歌敷山中に戻ることはできますか。	制度を利用した場合、原則としては卒業まで希望校(千代が丘小・舞子小・舞子中)に通学していただくこととなります。個別の状況によりますが、東舞子小に就学したい場合は、希望校と東舞子小の両校長の許可を得られれば東舞子小への就学が可能となります。
希望校に転校する場合、体操服や制服は買い直す必要がありますか。	転校生と同様、引き続き東舞子小・歌敷山中の体操服・制服の着用や学習用具の使用は可能です。
●その他	
星陵台4丁目から東舞子小へはバスで通学している児童はいますか。	雨の日等、徒歩での通学が危険な場合は保護者の責任でバス通学を認めています。
千代が丘小・舞子小・舞子中の新1年生は何人ですか。	現時点で校区内にお住まいの5歳児は、千代が丘小校区は34人、舞子小校区は76人です。舞子中校区にお住まいの現小学6年生は128人です。
通学の安全性に関することとして、千代が丘小では集団登校はしていますか。	集団登校は実施していません。地域の人による見守りを実施しています。